1. 整備の詳細

整備にあたっては記載の有無に関わらず、構造物の意匠、構造、整備内容及び必要経費については、十分に県と協議のうえ決定してください。

1.1 奈良県の費用負担となるもの〔図1、図2参照〕

- (1)計画地のスケルトン化(事業区画①②③④) ※1
 - ・現在の展示施設の撤去(展示用壁、机、椅子等) (鹿のオブジェは県が管理する施設へ再設置)
 - ・床面の素地出し
 - ・給水設備の整備(水道メータまで ※2)
 - ・排水設備の整備(立ち上げまで)
 - ・電気設備の整備(電力メータまで ※2)
 - ・空調設備(室内外機)への電力メータ取り付け
 - ・照明等を含む天井改修
 - ・各事業区画の間の仕切り壁の設置(扉、通路壁を含む)
 - ※1 退去時の現況復旧は事業区画①をこの状態に戻すこととする。
 - ※2 メータは各区画に1箇所ずつ設置する。
- (2) 県が管理する施設の整備(事業区画234) ※3
 - ・内装 (壁紙等) の整備
 - ・通路、事業区画への床の設置
 - バーカウンターの設置
 - ・給排水設備の整備(メータから)
 - ・電気設備の整備 (メータから)
 - ※3 ②、③の具体的な整備については県と協議のうえ決定することとする。 想定としては、手洗い、カウンターなどが想定される。

1.2 事業者の費用負担となるもの

- (1) 店舗の整備(事業区画①)
 - ・1.1に含まない事業区画①に係る整備

図 1

現在施設の撤去範囲

〔奈良県の費用負担〕

スケルトン化 ・撤去範囲の現在の展示施設の撤去 (鹿のオブジェは県が管理する施設へ再設置)

・床面の素地出し

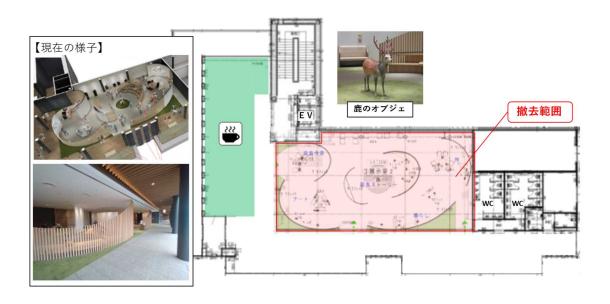


図 2

